

# ⑦ 横浜市立屏風浦小学校 いじめ防止基本方針

平成 26 年 3 月 1 日策定  
令和 6 年 3 月 14 日改定

## 1 いじめ防止に向けた学校の考え方

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」をいう。（いじめ防止対策推進法第 2 条）

### (2) いじめを防止するための基本的な方向性

- ・いじめの防止として、各教科、道徳、人権教育等で児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ・いじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、いじめを受けていると思われるときには、適切かつ迅速に対処する。
- ・いじめの早期対応として、当該児童の安全を保障するとともに、保護者はパートナーという基本認識のもと、学校だけではなく各種団体や専門家と協力して、事後対応を行う。

### (3) 学校いじめ防止基本方針の目的

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対策を学校、保護者、地域や関係機関と連携することで、いじめ防止を啓発、未然防止するための対策を総合的かつ効果的に対応することを目的とする。

## 2 組織の設置及び組織的な取組

### (1) 組織の構成

#### **いじめ防止対策委員会**

- ・いじめに関する措置を実効的に行うため、校長、副校長、児童支援専任、教務主任、学年主任、養護教諭で組織する。
- ・必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等、心理や福祉等の専門家の参加をもとめる。

### (2) 組織の運営

- ・いじめ防止対策委員会を常設し、月 1 回以上、定期的を開催する。いじめ防止対策委員会は、学校が組織的かつ実効的にいじめ問題に取り組む中核の役割を担う。
- ・いじめの疑いがあると思われた段階で、直ちにいじめ防止対策委員会を開催する。
- ・校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

### (3) 組織の役割

- ・いじめの事案に対して、いじめ防止対策委員会が中心となり、組織的に取り組んでいく。
- ・いじめの疑いがあるときは、担任が児童支援専任へ連絡し、いじめ防止対策委員会が中心となって情報収集や記録、対応に関する役割分担を行う。

### 3 いじめ防止及び早期発見・事案対処のための取組

児童一人一人が、認められ、相手を思いやる心を育てる教育活動を行う。

#### (1) いじめ防止への取組

- ・ 異学年交流の縦割り活動を年間通して行う。
- ・ いじめ問題にかかわる道徳授業及び、横浜プログラムの考え方を取り入れた授業の実践。
- ・ 遠足、宿泊体験学習を通して、友達を大切にする心を培う。

#### (2) いじめの早期発見

- ・ 定期的なアンケート調査、教育相談
- ・ YP アセスメント
- ・ いじめ早期発見のための取組、いじめ解決一斉キャンペーン
- ・ 個人面談（7月・12月）

#### (3) いじめに対する措置

- ・ いじめを発見した時は、学級担任が児童支援専任に連絡し、校長に報告する。管理職のリーダーシップのもといじめ防止対策委員会を中心に速やかに対応し組織的に解決にあたる。
- ・ 情報収集を綿密に行い、事実を確認した上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- ・ いじめられている児童の保護者に、事実の確認をしたうえでいじめを行った児童に対しての指導の内容や、聞き取った事実の報告を行う。また、いじめを行った児童の保護者にも報告を行う。

#### (4) いじめの解消

- ・ いじめの解消に向けて、学校は継続的に状況確認を行う。
- ・ 教育的観点からいじめを受けた児童生徒・いじめを行った児童生徒の経過を追い、再発等の防止を図る。
- ・ いじめの解消の要件として、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。
  - ① いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること。
  - ② いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

#### (5) 特に配慮が必要な児童

- ・ いじめは、どの子にも起り得る可能性があるという認識のもと、特に配慮が必要な児童については、日常的に特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携及び、周囲の児童に必要な指導を組織的に行う。

#### (6) 研修

- ・ いじめ防止、対応に向けた校内研修を行う。
- ・ 教職員向け手引きの活用や講師を招く。

#### (7) 学校運営協議会の活用

- ・ 学校運営協議会でいじめの問題など、学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決するよう連携を図る。

(8) 年間計画

月	活動内容について
4	教育相談、学校スタンダード研修、児童理解研修、特別支援教育委員会
5	教育相談、配慮を要する児童の共通理解、地域訪問 早期発見のためのアンケート、横浜子ども会議に向けた取組
6	教育相談、学校コンサルテーション YP アセスメント（子どもの社会的スキル横浜プログラム）
7	教育相談、個人面談、個別の教育支援計画と指導計画の作成 SOS サインの出し方プログラム 横浜子ども会議（小中ブロック）
8	教育相談、児童理解研修
9	教育相談、横浜子ども会議の結果を受けた取組、生活に関するアンケート
10	教育相談、配慮を要する児童の共通理解
11	教育相談、YP アセスメント
12	教育相談、いじめ解決一斉キャンペーン、いじめアンケート、人権週間の取組 個人面談
1	教育相談、特別支援児童の変容について、 学校コンサルテーション、「いじめ防止基本方針」の見直し
2	教育相談、個別の教育支援計画と指導計画の評価
3	教育相談、次年度特別支援教室利用児童検討会

## 4 重大事態への対処

### (1) 重大事態の定義

次のいずれかに該当する場合は、いじめの重大事態又は重大事態の疑いに当たる。

- (ア) いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき  
(法第 28 条第 1 項第 1 号)。
- (イ) いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき  
(法第 28 条第 1 項第 2 号)。
- (ウ) 児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったとき  
(法第 28 条第 1 項附帯決議)。

### (2) 重大事態の報告

- ・重大事態が発生した際は、教育委員会に報告する。

### (3) 重大事態の調査

- ・重大事態が発生した場合は、「いじめ防止対策委員会」を中心に、全校児童及び保護者に対しアンケート調査を行い、事実関係を把握する。調査結果は教育委員会に報告する。

### (4) 児童・保護者への報告

- ・いじめを受けた児童及び保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を報告する。

(5) その他

- ・必要があると認められたときには、学校基本方針を改定し、改めて公表する。
- ・策定した学校いじめ防止基本方針については、学校のホームページなどで公表する。
- ・入学時、各年度のはじめには、児童生徒、保護者、関係機関等に説明を行い、周知を図る。

## 5 いじめ防止対策の点検・見直し

- ・学校は、いじめに対する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等を見直しを行う。
- ・点検がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。